

令和7年第5回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和7年5月15日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和7年5月26日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 樋口博美
 - 2番 林政美
 - 3番 牛丸圭也
 - 4番 吉澤光雄
 - 5番 古村幹夫
 - 6番 松澤千代子
 - 7番 栗林俊彦
 - 8番 高木智香
 - 9番 小澤睦美
 - 10番 本田光陽
 - 11番 向山光
 - 12番 小林テル子
 - 13番 津谷彰
 - 14番 舟橋秀仁

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度辰野町一般会計補正予算（第17号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 6 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 監査委員の選任について
- 日程第 17 報告事項 (1) 令和 6 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
(2) 令和 6 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
(3) 令和 6 年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書
(4) 令和 6 年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書
(5) 令和 6 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 7
年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
(6) 専決処分の報告について

日程第 18 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	三 浦 秀 治
まちづくり政策課長	高 津 稔	DX・地方創生担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	矢 島 秀 教
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	丸 山 貴 之

商工観光担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	竹 村 智 博
学びの支援課長	福 島 永 辰	野病院事務長	桑 原 さゆり

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係係長	原 梢

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 3 番	牛 丸 圭 也
議席 第 4 番	吉 澤 光 雄

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

みなさんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回6月辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに第5回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。6月7日には第77回辰野ほたる祭りが開幕します。楽しみにしていただいている多くの皆さんの期待に応えるべく準備を進めています。昨年から復活した辰野ピッカリ踊りは22組、955名の皆さんが参加し、昨年より7組、約250名増えて賑やかな踊りが行われると大いに期待をしております。お祭り期間のこの2週間はワイトモからの姉妹都市提携30周年記念のお客様を始め、6月15日には新町発足70周年記念式典が開催され、町内外から多くのお客様がお見えになります。すべてのお客様を盛大に歓迎し、美しいホテルの舞と夏めく辰野町を満喫していただきたいと考えています。さて、5箇月後には町長選を迎えます。ここで来たる町長選に対する現在の思いを述べさせていただきます。2017年、平成29年11月に町長就任以降、2期8年に

わたって、実に多くの皆さんから叱咤激励をお寄せいただき、特に温かい励ましやご指導、ご協力があって町長職を務めさせていただいております。本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。1期目の後半と2期目の前半の4年間はコロナ禍となり、不安と恐怖、混乱の中で感染防止対策を徹底し、町民の皆さんの命を守るためのワクチン接種を最重要課題に位置づけ実施いたしました。合わせて世の中の動き、人流、物流が止まってしまった影響からくる、事業者支援策と生活者支援策の実行に明け暮れた日々となりました。今は不安のない平穏な日常を取り戻した世の中となりましたが、人々の価値観や行動様式に変化が生じ、未だに事業経営に苦しんでいる企業、商店も多く存在しております。また、地域の伝統的な各種行事や町内にある各種団体組織のあり方も見直され、地域コミュニティの結束にも影響が出てきております。今、まさに人口1万8,000人を割り込んだ辰野町、人口減少問題や少子高齢化の波は容赦なく当町を襲い、公共施設の老朽化対策など課題は山積しています。コロナ禍によって急速に進んだデジタル化や、時代の要請でもあるカーボンニュートラル、ゼロカーボン社会実現への取り組みも重要課題でありますし、新たな生活様式や人々の価値観の変化などへの対応も求められています。長年の懸案事項でありました板沢地区最終処分場建設問題や、小野地区の太陽光発電施設建設を巡る問題は、関係の皆さんのご尽力により解決できましたが、辰野病院の経営健全化への取り組みも道半ば、あり方が検討されたかやぶきの館ももっと魅力ある施設を目指していきたいですし、荒神山の旧ウォーターパーク跡地利活用に関して提出された、基本構想案の実現も求められています。閉校した旧川島小学校の利活用検討委員会も発足しましたが、魅力ある施設に生まれ変わることを願っています。新たな辰野町立小中学校あり方検討委員会も、委員の皆さんが意見集約に向けて検討を進めてくださっております。来年3月、本年度末で閉園する平出保育園は、来年4月には東部保育園と統合予定ですが、再整備に向けて動いております。念願の病児・病後児保育施設「ぴっかりハウス」は、6月2日にオープンしますが、利用者から安心・信頼される施設として、その運営も軌道に乗せていかなければなりません。そして、町にとって大きな課題でもある道路対策では、平出上町と樋口矢ノ坂の道路改良工事は、地域住民の皆様の協力により完成いたしました。宮所の橋の架け替え工事を含む道路改良工事と、下田踏切の拡幅は終わりましたが、このあとの国道までの道路拡幅工事も控えております。両小野バイパス、辰野バイパスも地域住民の皆様の合意形成に向けて動いていく予定です。新た

な課題、問題も生じておりますが、大きな問題にも決してひるむことなく、力を振り絞って全力で立ち向かっていきたい、そんな思いでいっぱいでありたい。辰野町の底力、潜在能力を信じ明るい未来を描きながら、しっかりと未来へ繋いでいきたいと思っております。そして先日、武居保男後援会の役員総会におきまして、3期目に向けてご推挙をいただきました。私も勇気を持って邁進していく覚悟を決め、決意を固めました。全身全霊を傾け、粉骨砕身の精神で再び町長として町政運営を担わせていただきたいと思います。再選を目指して立候補することをここに表明いたします。ご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。結びに、今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係で、令和6年度補正予算7件、条例の一部改正5件、令和7年度補正予算1件、監査委員の選任議案1件、合わせて14議案であります。また、報告事項といたしまして、令和6年度の各会計の繰越明許費、繰越計算書など5件と、専決処分の報告について1件があります。なお、最終日に契約締結議案2件を追加議案として提案させていただく予定ですので、よろしくお願い申し上げます。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席3番、牛丸圭也議員、議席4番、吉澤光雄議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、樋口博美議員。

○議会運営委員長（樋口）

皆さんおはようございます。去る5月21日に議会運営委員会を開催し、令和7年第5回辰野町議会6月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたのでその結果についてご報告いたします。5月15日辰野町告示第25号によって辰野町長より6月定例会を5月26日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、6月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）、並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日迄の22日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和6年度辰野町一般会計補正予算(第17号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和6年度辰野町一般会計補正予算(第17号)を提案するに当たりまして、提案理由を申し上げます。今回は、町税、地方交付税等の歳入、各事業の事業費確定に伴う財源組替、不用額の整理、町債、基金繰入金の調整等による専決補正予算であります。補正総額6億4,070万9,000円の減額で、予算総額は100億5,873万6,000円となりました。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては町税、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方交付税、寄付金等の追加、地方特例交付金、国庫支出金、繰入金、諸収入、町債等の減額であります。歳出につきましては各事業の不用減額のほか、総務費では、令和5年度地方創生臨時交付金の確定による町税等過誤納還付金の追加が主なものであります。民生費では福祉医療給付金、障害者自立支援給付費事業、地域生活支援事業、施設型給付費負担金等の追加が主なものであります。経費等の削減に努めた結果、従来 of 事業に備え財政調整基金等の減額を行い調整しました。また繰越明許費ですが、各事業の補助金の確定時期、適正工事期間の確保、資材調達の調整等により年度内の完了が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。今回、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用して購入する、自動ラップ式トイレ等の災害備蓄備品購入費等6件、1億5,764万3,000円の追加と旧長橋の道路橋梁補修等工事の変更を行いました。地方債補正ですが各事業について、事業費が

確定したことにより金額を変更しました。以上のおり補正予算の概要を申し上げますが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（11番）

まず、不用減額の中で協力隊について、これは採用募集かけても応じないっていう、適任者がいないってことで、これはもうやむを得ないと思うんですが、教育費の中で職員手当の不用減額の中に、専科の教員を予定したけれども採用に至らなかったとかいうような内容があるかと思います。そのものについて内訳をどの項目についてそういう該当しているのか、そしてそのことによって現場の方にどのような影響があったのか、そしてもう一つは専科の先生ですから、該当者がいないっていうことはなかなかある意味想定しにくいんじゃないか、協力隊とは違いますのでなぜ採用に至らなかったのか、ですから採用に至らなかったことによるその理由と、その影響についてお聞きしたいと思います。それから寄付金について多額の寄付金がありますけれども、これについて可能な限り詳細に、可能な限りで結構ですので内容の答弁を求めたいと思います。以上です。

○教育長

今の向山議員の専科の先生の関係について質問がございました。実は専科といいますが、これもこれ県費の先生ではないんですね。県費の先生っていうのは定数法によって各学校、学級数に対して何名というふうに与えられて、県費の専科の先生方もそこに入っております。基本的には町内の小・中学校で言いますと、理科の先生と音楽の先生これが基本になってまいります。辰野町の場合には小学校の高学年につきましては、できるだけ教科担任制を導入してこうという施策をやっております。そこで毎年、町費の先生方の予算を確保しているわけですが、この町費の先生の部分で特に昨年度、それから一昨年度も確保できなかったのが、理科の専科の先生でございます。現在、学級数の減によって町内の小学校において理科専科が配置されているのは、県費の先生配置されているのは辰野西小学校だけでございます。それ以外の両小野小学校も含めて、東小学校から南小学校もちろん川島小学校もそうなんですけれど、県費の先生がつかない、その部分、理科の先生っていうのは前々からもこの議会でも私、

答弁させていただいておりますけれど、授業の準備それから片付けというふうに膨大な負担がかかるんですね。学級数が減ってきて、理科の専科が配置されないということになりますと、その部分は学級担任の先生が小学校ですから授業を行うという、こういう形になってまいります。そこの部分の負担を何とか軽減させたいということで、理科の専科を町費でその分確保してまいりました。ところが、昨年度の例で言いますと辰野東小学校が1名確保できなかったということになってまいります。ですからこの部分については理科ですのでね学級担任にお願いをして、その部分負担になってくるわけですが、本来の定数法で言えば、当然、その学級担任がやらなければいけないんですけど、辰野町ではできるだけその町費の先生を補充をして負担軽減を図っていかうという施策をしてきたわけですが、理科の先生がどうしても見つからないとこんな状況でございました。ただ理科の専科の先生が1人見つからないのだけれど、でも少しでも担任の先生の授業の負担を減らそうということで、1.0の町費の先生とはいかないんですけど、0.5くらい先生を確保して授業はできないんですけど、理科室の準備だとか片付けの方に対応していただくと、そんな対応を取らせていただきました。いずれにしても市町村費の先生方っていうのは、定数法から外れてる余分の先生になってまいりますので、非常に教員不足の中ではこれこの市町村でも、市町村費の先生を確保するって本当に至難の技なんですね。またこの定年が年々伸びてきていると、このことも非常に大きく影響しているのかなって言うような感じを持っております。いずれにしても何年ももう理科の専科の確保のために奔走してるわけですが、なんせ免許を持った方が見つからないというのが現状でございます。しばらく続くのかな残念だけど、そんな気がしております。以上です。

○議長

教育費に関してはよろしいですか。はい、続いて寄付金について。

○まちづくり政策課長

それでは一般寄付金につきましてお答えをさせていただきます。補正予算書の35ページにございますが、一般寄附金としまして8,067万6,000円ということで計上させていただきます。詳細につきましては個人絡みますのでちょっとお答えは差し控えさせていただきますが、大きなところで申しますと、辰野町出身の方で昨年ちょっとお亡くなりになった方がおられまして、個人で8,000万円の寄付をいただいているところでございます。ほかの端数につきましては様々、団体からの寄付になっ

てございます。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和6年度辰野町一般会計補正予算(第17号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和6年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第2号、令和6年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,938万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億976万円とするものです。内容につきまして、7ページをご覧ください。初めに歳入です。国民健康保険税の収納額の確定により、1,791万7,000円減額するものです。8ページをご覧ください。県支出金ですが、県補助金の交付額確定により、普通交付金及び特別交付金合わせて3億850万3,000円減額するものです。9ページをご覧ください。財産収入ですが、国保支払準備基金の利子確定により、基金利子を6,000円減額するものです。10ページをご覧ください。繰入金ですが、国保税、国県補助金等の確定により、一般会計繰入金を352万7,000円、基金繰入金を745万6,000円それぞれ減額するものです。11ページをご覧ください。諸収入ですが、延滞金加算金及び過料を金額の確定により70万円減額、雑入において、第三者行為損害賠償金支払い額確定により、第三者納付金を401万6,000円増額、返納金を46万8,000円減額、前年度保険給付費等交付金の精算金により雑入を517万8,000円増額するものです。次に歳出です。12ページをご覧ください。総務費のうち、総務管理費及び徴税费並び

に運営協議会費について不用減額するものです。14 ページをご覧ください。保険給付費のうち、療養諸費について、一般被保険者療養給付費を 2 億 6,090 万円、一般被保険者療養費を 317 万 6,000 円、審査支払手数料を 16 万、それぞれ不用減額するものです。同じく高額療養費について、一般被保険者高額療養費を 5,410 万不用減額するものです。15 ページをご覧ください。同じく高額療養費の一般被保険者高額介護合算療養費を 3 万 3,000 円不用減額、支給対象者の確定により葬祭諸費を 40 万円、移送費を 4 万円、出産育児諸費を 200 万円、それぞれ不用減額するものです。16 ページをご覧ください。傷病手当金につきまして支給対象者の確定により 35 万円不用減額するものです。17 ページをご覧ください。国民健康保険事業費納付金について、国県補助金等の確定により、財源組替をするものになります。18 ページをご覧ください。保険事業費のうち、特定健診事業費を 493 万 1,000 円、保健衛生費普及費を 24 万 1000 円、疾病予防費を 219 万 7,000 円それぞれ不用減額するものです。20 ページをご覧ください。基金積立金ですが、基金利子分 5,000 円を国保支払準備基金に積み立てるものです。22 ページをご覧ください。諸支出金について償還金及び還付加算金を 131 万円不用減額し、繰出金で直営診療施設勘定繰出金として、辰野病院繰出金を 651 万 5,000 円増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第3号、令和6年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337万6,000円とするものであります。内容につきまして、6ページをご覧ください。始めに歳入です。診療収入ですが、診療所の休止により第一診療所診療収入では144万円、川島診療所診療収入では136万8,000円それぞれ減額するものです。7ページをご覧ください。諸収入ですが実績により雑入を1000円減額するものです。8ページをご覧ください。繰越金ですが、前年度繰越金の確定により111万9,000円増額するものです。次に歳出です。9ページをご覧ください。総務費ですが診療所の休止により第一診療所施設管理費、川島診療所施設管理費をそれぞれ39万円不用減額するものです。続いて医業費ですが、こちらも同様の理由により第一診療所医業費、川島診療所医業費をそれぞれ45万5,000円不用減額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和6年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第4号、令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ643万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,469万円とするものです。内容につきまして、6ページをご覧ください。始めに歳入です。後期高齢者医療保険料ですが収納額の確定により、特別徴収保険料を1,240万円減額し、普通徴収保険料を746万1,000円増額するものです。7ページをご覧ください。繰入金ですが負担金の確定により、事務費繰入金を40万3,000円、保険基盤安定繰入金を199万4,000円、それぞれ減額するものです。8ページをご覧ください。繰越金ですが、前年度繰越金の確定により114万9,000円増額するものです。9ページをご覧ください。諸収入ですが、実績により保険料還付金を24万円、延滞金を1万円それぞれ減額するものです。次に歳出です。10ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金ですが、負担金の確定により保険料負担金、事務費負担金、保険基盤安定負担金を合わせて、600万2,000円不用減額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度町立辰野病院事業

会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。第2条、収益的収入につきましては900万7,000円を減額し、総額を22億2,757万2,000円とするものです。第3条、資本的収入につきましては280万円を増額し、総額を1億9,980万円とするものです。内容につきましては4ページをご覧ください。収益的収入のうち、医業収益につきましては、外来患者減少に伴い外来収益を減額するものです。医業外収益の国庫補助金及び県補助金につきましては、補助金額確定に伴う増額補正になります。看護補助者処遇改善事業補助金は、看護助手の処遇改善の実績に対する補助金、マイナ保険証利用促進助成金はマイナ保険証利用実績による助成金です。公立病院価格高騰対策補助金の食材料費、電気高騰分につきましては、地方創生臨時交付金によるものです。国保会計を通じての補助金になりますが、国保保険事業に対する特別交付金、また直診施設に係る特別調整交付金の増額になります。県補助金につきましては、食材料高騰に対する支援金でございます。資本費繰入収益と5ページの他会計出資金については、繰入基準に応じた決算に伴う予算の組み替えでございます。訪問看護事業収益は実績に伴う減額でございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（4番）。

辰野病院経営、町民の関心も高いわけですが、今年の初めですか最新の予測で、当初の赤字見込みをかなり縮小して6,500万円くらいという報道があったかと思いますが、今回の補正を経て、最終の収益事業の収支予測、概数でも結構ですがお示しいただければお願いしたいと思います。

○辰野病院事務長

決算の見込みですけれども、一応4,300万ほどの赤字となっております。

○議長

よろしいですか。他にありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）を採決

いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和6年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○DX・地方創生担当課長

はい。議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を提案するにあたり提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ163万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,505万5,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では、使用料の確定により20万円の減額、7ページの利子及び配当金は基金利子9,000円の増額、8ページの繰越金は前年度繰越金の確定により182万6,000円の増額であります。歳出では、9ページの一般管理費は、基金積立金850万円の追加、繰出金の不用減額、維持管理費は需用費の不用減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤(4番)

9ページで基金への積み立てを850万円増やすという補正専決ですが、これで基金残高はいくらぐらいになるのでしょうか。もう一点、今年度末にはこの情報システムのシステムを終えて、次の段階に進むというふうにされております。その場合、お金が残った場合、その処理はどのようになるのでしょうか。2点質問します。

○DX・地方創生担当課長

お答えします。基金の残高につきましては、6年度末において2,803万5,000円になります。この基金の使い道でありますけれど、今年度令和7年度をもちまして、この告知システム事業が廃止になります。これに伴いまして現在町内に設置してありま

す約 50 機の基地局、それから現在加盟しております 2,200 件ほどの加盟者のところに設置してあります個別の端末機器、こういったものの撤去・処分そういったものにまた費用が生じてきます。令和 8 年度は収入自体はありませんので、この今まで貯めてきた基金によってこの事業費を賄うという形になります。こういった撤去の事業が全て終了し、基金が残った場合には一般会計に戻すという形になるかと思えます。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和 6 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 9、議案第 7 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 7 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3,349 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 8,339 万 3,000 円とするものです。内訳につきましては 6 ページをご覧ください。歳入の介護保険特別徴収保険料を徴収実績に応じて 29 万 5,000 円減額するものです。7 ページの督促手数料は実績に応じて 1 万 4,000 円減額するものです。8 ページの国庫支出金、9 ページの支払基金交付金、10 ページの県支出金、11 ページの繰入金につきましては、介護保険サービス給付費や地域事業費等の 1 年間の給付実績に基づき、第 1 号被保険者、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町のそれぞれの財源負担割合に応じ

て予算額を調整するものです。12 ページの諸収入は 44 万 8,000 円の減額で、介護報酬が主なものです。13 ページの財産収入は 27 万 1,000 円の増額で、介護給付費準備基金積立金の利子です。14 ページをご覧ください。歳出につきましては、事業費確定に伴う不用減額が主なものになります。総務管理費は 73 万 6,000 円の減額、15 ページの徴収費は 380 万 5,000 円の減額、介護認定審査会費は 234 万 1,000 円の減額です。17 ページの保険給付費は 1 億 2,385 万円の減額で、介護保険サービス等諸費が主なものです。18 ページの包括的支援事業任意事業費は 439 万 7,000 円の減額で地域包括支援センターの運営費が主なものです。20 ページの介護予防生活支援サービス事業費は 1,341 万 6,000 円の減額で、総合事業のよつば、リハビリ教室などと介護予防ケアプランの作成委託料の減額が主なものです。21 ページの一般介護予防事業費は 267 万 3,000 円の減額です。23 ページの基金積立金は、基金利子分 27 万 2,000 円を介護給付費準備基金に積み立てるものです。24 ページの諸支出金は償還金及び還付加算金が 13 万 8,000 円の減額です。25 ページの予備費は 1,758 万 9,000 円を増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○小林（12 番）

20 ページのところの介護予防生活支援サービスのところが 1,341 万 6,000 円というふうに補正額がなっているんですけども、そこについてのもう少し詳しい内容説明をしていただきたいというふうに思っております。

○保健福祉課長

はい。質問にお答えいたします。こちらにつきましては、主に 21 ページでございますが、18 の負担金でございます。こちらはですねデイサービスの「あゆみ」ですとか、訪問介護 A というところの利用者の減に伴うところの減額が主なものでございます。すいません。もう一点訂正をお願いいたします。失礼いたしました。6 ページでございます。歳入の保険料、第 1 号被保険者保険料でございますが、先ほど 29 万 5,000 円の減額と申し上げましたが正確には 295 万円がでございます。訂正させていただきます。

○議長

よろしいですか。

○小 林（12 番）

介護予防サービスってということですので、そういった事業が件数が減っているとかそういったことではないというふうに、ちょっとその辺をちょっと知りたかったんですけれど。

○保健福祉課長

すいません。ちょっとお答えがすぐできませんので、後ほどまたお答えさせていただく形でもよろしいですか。

○小 林（12 番）

承知いたしました。お願いいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 10、議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和 7 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が施行されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものであります。令和 7 年度税制改正につきましては、1. 住民税関係として、特定親族に関する法改正の施行に伴う各種規定の整備、

2. 軽自動車税関係として、新税率の追加に伴う規定の整備、3. たばこ税関係として課税方式の見直しに伴う規定の整備が主なポイントとなります。新旧対照表でご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。第 18 条は、公示送達 of 公示方法について、電子的な公示を可能とする規定の整備となります。2 ページをご覧ください。ここから 6 ページまでにつきまして、現在は適用ありかなしかの 2 択である特定親族に対する所得控除について、段階的に控除額を適用する特別控除の追加に伴う規定の整備となっております。第 34 条の 2 は、所得控除の区分として特定親族特別控除が追加となるものです。第 36 条の 2 は町民税の申告において給与及び年金の情報以外で、所得控除を適用するにあたり、特定親族特別控除の区分が追加となるものです。第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 は扶養親族等の申告書において、特定親族が追加されたことによる規定の整備となっております。4 ページをご覧ください。第 36 条の 2 第 10 項は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、第 2 条第 8 項が追加されたことによる項ずれの規定整備となります。以後、6 ページ第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、8 ページ第 89 条第 2 項第 2 号、10 ページから 11 ページの第 139 条の 3 第 2 項第 1 号、11 ページ第 149 条第 1 号に同様の整備となります。7 ページにお戻りください。第 82 条は 50CC 原付バイクの新規製造が困難になることに伴い、125CC のエンジンを 50CC 原付バイク相当に出力制御したエンジンを搭載した新基準原付バイクの新設による規定の追加及びそれに伴う文言の整備になります。8 ページ下段をご覧ください。第 89 条は、軽自動車税の減免申請にあたり、新基準原付バイクの区分追加による記載事項の補足をする規定の整備となります。9 ページをご覧ください。第 90 条は、身体障がい者の軽自動車減免申請における運転免許証の提示について、マイナ保険証が導入されたことに伴うマイナンバーカードの提示をする規定を整備したものです。12 ページをご覧ください。附則第 10 条の 2 第 17 項から第 20 項は、地方税法附則第 15 条第 32 項の特例削除による項ずれによる規定整備です。12 ページ最終行をご覧ください。付則第 10 条の 3 第 13 項は、大規模修繕等が行われたマンションの固定資産税減額の申告について、区分所有者からの申告がない場合でも、マンション管理者からの書類提出があり、要件を満たす場合は減額を適用することができる規定の追加です。13 ページから 15 ページをご覧ください。第 10 条の 4 は、地方税法附則第 16 条の 2 および附則第 16 条の 3 の規定削除による条ずれの整備となります。15 ページ下段から 16 ページをご覧ください。付

則第 16 条の 2 の 2 は、加熱式たばこの課税方式見直しに伴い、従来、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算していた課税方式から、重量のみで換算するよう見直した規定の追加です。紙その他これに類する材料で巻いた加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって紙巻たばこ 1 本とし、0.35g 未満のものについては、加熱式たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本とする規定、またそれ以外の加熱式たばこは重量の 0.2g を持って紙巻たばこ 1 本とし、品目ごとの 1 個当たりの重量が 4g 未満のものについては、品目ごとに 1 個を持って紙巻たばこ 20 本に換算する規定となっております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 11、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和 7 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が施行されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものであります。新旧対照表でご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。附則第 4 項から第 6 項は、地方税法附則第 15 条第 32 項の特例削除に伴う項ずれによる規定整備です。1 ページ下段から 2 ページ上段をごらんください。附則第 7 項は、行政手続きにおける特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律、第2条第8項が改正により追加されたことに伴う項ずれの規定整備となります。2ページ下段から3ページをご覧ください。附則第17項が1ページと同様の特例削除に伴う項ずれによる規定整備となります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。令和7年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が施行されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものです。新旧対照表でご説明申し上げます。1ページをご覧ください。負担能力に応じた保険税負担を求める国の方針に従い、第2条第2項において、保険税のうち基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に引き上げ、第2条第3項において保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。2ページから3ページをご覧ください。第23条第1項は、第2条の課税限度額の引き上げに伴い減額を適用した場合の上限額を基礎課税額は65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額は24万円から26万円に引き上げるものであります。2ページ中段から3ページをご覧ください。経済動向等を踏ま

え、軽減判定所得の基準を見直し、被保険者1人当たりに乗じる金額について、第23条第1項第2号で5割軽減は29万5,000円から30万5,000円に、同項第3号で、2割軽減は54万5,000円から56万円に引き上げ、軽減所得層の拡充を図るものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。ただいまより、暫時休憩といたします。再開時間は11時20分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 10分

再開時間 11時 20分

○議長

再開いたします。先ほど議案第7号で小林議員から質問のございました内容について答弁したい旨、保健福祉課長より申し出ございましたので、許可してまいります。

○保健福祉課長

先ほどの質問につきましてお答えさせていただきます。件数についてでございますが、令和5年度におきましては1,470件に対しまして、令和6年度1,455件ということで15件の減少となっております。この点につきましては、今後、介護予防事業についてしっかりと町として進めてまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。

○議長

よろしいですか。

○小林（12 番）

承知いたしました。しっかりお願いいたします。

○議 長

はい。それでは進行してまいります。日程第 13、議案第 11 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 11 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。辰野町公営住宅等長寿命化計画により老朽化し入居できない平出団地 8 戸、赤羽地区にあります朝日団地 2 戸、宮木桜ヶ丘地区にあります久保田団地 1 戸の町営住宅の除去及び法令等の引用関係につきまして記述を整理するため、辰野町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。1 ページから 3 ページにつきましては、法令等の引用関係につきまして記述を整理するものでございます。4 ページをご覧ください。町営住宅平出団地については、別表中 37 号から 52 号を 45 号から 52 号とし、戸数を 16 戸から 8 戸に減少するものでございます。5 ページをご覧ください。町営住宅朝日団地、久保田団地については、別表から削除するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 11 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 12 号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。羽北新水源開発による辰野町水道事業経営認可の変更に伴い、辰野町水道事業の設置等に関する条例中の計画給水人口及び 1 日最大給水量の改正が必要となったものでございます。変更の内容は、給水人口を 1 万 9,100 人から 1 万 6,800 人に、1 日最大給水量を 1 日 9,500 立方メートルから 1 日 7,400 立方メートルの一部を改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 12 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 15 号、議案第 13 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は小野介護予防センターホール空調設備改修工事、林道西部線路肩修復工事、農業用施設等災害復旧工事等を追加するものであります。補正総額は 1 億 8,554 万 4,000 円の追加で、予算総額は 105 億 3,554 万 4,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債の追加であります。歳

出につきましては総務費で期日前選挙立会人 1 名分を委託に切り替える委託料の追加と、投票管理者等報酬、食糧費の減額であります。民生費では、小野介護予防センターで故障したホール空調設備の改修工事の追加であります。衛生費で上伊那口腔保健センターで使用する機器の DX 化に伴う、備品購入費の辰野町分負担金の追加であります。農林水産業費で林道西部線路肩崩落箇所に係る修復工事監督補助業務委託料の追加です。土木費で地籍調査の境界誤りを訂正するための、図面修正業務委託料の追加であります。消防費で辰野町消防団第 1 分団本部屯所の改築に係る消防施設等に対する補助金の追加です。教育費では、「2025 セイジ・オザワ松本フェスティバル子どものための音楽会」への参加決定による貸切バス使用料の追加、辰野中学校私用電話使用料の財源組替であります。災害復旧費で令和 6 年度に豪雨で被災し、国の災害査定を受けた伝兵衛水路の災害復旧に係る実施設計書作成業務委託料、施工管理業務委託料、農業用施設等災害復旧工事と林道施設災害復旧工事の債務額確認請求事件に係る解決金であります。地方債補正につきましては町単農業施設災害復旧事業債及び過年災農業施設災害復旧事業債の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げますが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 16、議案第 14 号、監査委員の選任についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 14 号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。地方自治法第 196 条の規定により、識見を有する者から選任する監査委員 1 名につきまして、選任したいので、議会の同意を求めるものであります。中村文昭氏は令和 3 年から 4 年間、監査委員を務められここで任期が満了となります。中村氏は長年、税理士業務に携わり、人格高潔で、財務管理及び経営管理、その他行政運営にも精通されており、識見を有する適任者と認め、引き続き選任いたしたく提案するものであります。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、監査委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 17、地方自治法施行令第 146 条第 2 項、地方公営企業法第 26 条第 3 項、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第 2 号、令和 6 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書、報告第 3 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書、報告第 4 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書、報告第 5 号、令和 6 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 7 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について、報告第 6 号専決処分の報告について、以上 6 件について順次報告を求めます。最初に、報告第 1 号の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 6 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告いたします。令和 6 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書については、2 款 1 項の企画事務は、新町発足 70 周年記念関連の印刷製本費、2 款 1 項の危機管理防災事業は、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用した災害備蓄備品の購入、2 款 1 項の地方創生臨時交付金事業は、低所得世帯物価高騰対策給付金及び子育て世帯への加算分に関わる経費、3 款 1 項の長野県価格高騰特別対策支援金事業は、長野県価格高騰対策特別対策支援金に関わる経費、6 款 1 項の農業総務事務は、水利施設管理強化事業西部辰野地区負担金、8 款 2 項の社会資本整備総合交付金事業は、町道 77 号線平出側の修繕工事、8 款 2 項の道路メンテナンス事業は、旧長橋の橋梁補修工事及び上伊那広域連合負担金、8 款 2 項の通学路緊急対策交通安全事業は、宮木中央地区町道 8 号線歩道整備工事、これらすべての事業費につきまして、令和 7 年度へ繰り越し手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期または適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で 2 億 2,357 万 8,000

円です。以上、報告いたします。

○議長

次に報告第2号及び報告第3号の報告を求めます。

○建設水道課長

報告第2号、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書を報告します。辰野町上水道羽北新水源施設整備認可設計等業務委託につきまして、認可に必要な試験項目が追加したことにより、年度内に完了困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は1,185万円です。以上報告いたします。続きまして、報告第3号、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書を報告します。国道153号拡幅に伴う下水道本管布設替え工事につきまして、長野県伊那建設事務所発注の工事進捗に伴い、年度内に完了困難となり翌年度に繰り越すものでございます。また、令和5から6年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定の業務につきまして、令和6年度分につきまして、入札不調により適正工事期間が取れず、年度内に完了困難なため翌年度に繰り越すものでございます。繰越額は合計で4億4,357万円でございます。以上、報告いたします。

○議長

次に報告第4号について報告を求めます。

○辰野病院事務長

報告第4号、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書を報告します。電子カルテ等の病院情報システムにつきまして、業者選定に伴い工事期間が延長したため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は2億5,000万円でございます。以上、報告いたします。

○議長

次に報告第5号について報告を求めます。

○商工観光担当課長

地方自治法第243条の3第2項の規定で辰野町土地開発公社の令和6年度事業決算と令和7年度事業計画についてご報告いたします。最初に令和6年度辰野町土地開発公社事業報告書です。それでは1ページをご覧ください。令和6年度は新町後山地区、新町工業団地のことでありますけれども、新町後山地区の2,292平方メートルと下辰

野地区これは三輪神社、線路を挟んだ向かいの宅地造成したところでありますが、754平方メートル、それから平出四ツ角地区の49平方メートルを町に売却いたしました。次に、令和6年度辰野町土地開発公社事業会計決算書になります。おめくりいただきまして、1ページ(1)収益的収入及び支出をごらんください。収入の合計は、決算額の一番下にあります。2,227万4,757円となりました。内訳は、町に売却した新町後山地区、下辰野地区、平出四ツ角地区の1,500万円、土地の貸付641万3,600円、受取利息の9,939円、雑収益これは町からの利子補給で85万1,218円となりました。続いて支出になります。合計が決算額の一番下1,599万7,131円となりました。その内訳は、事業原価が1,500万円、販売及び一般管理費が14万5,913円、事業外費用として支払利息の85万1,218円となりました。収入合計2,227万4,757円から支出合計1,599万7,131円を差し引いた額627万7,626円が令和6年度の利益となりました。数字としましては、4ページをご覧いただきまして一番下にあります当期純利益として載ってまいります。それでは戻っていただきまして、2ページの(2)資本的収入及び支出になります。収入は短期借入金の合計3億7,000万円、支出は造成費の53万9,000円と償還金の4億5,803万円の合計4億5,856万9,000円となり、差し引き8,856万9,000円の不足については、欄外にありますとおり損益勘定留保資金で補填いたしました。3ページをご覧ください。令和7年3月31日現在の財産目録となります。まず資産としては、現金預金の1,024万2,020円と完成土地として所有している土地をお金に換算した1億8,510万3,293円の合計1億9,534万5,313円、そこから負債として短期借入金の1億4,500万円を差し引いた5,034万5,313円が3月31日現在の純資産となります。4ページの損益計算書から9ページの短期借入金明細書については各自ご覧いただければと思います。続きまして、令和7年度の事業計画に移らせていただきます。令和7年度も土地開発公社の解散に向けて、所有土地の売却に努めてまいります。それでは令和7年度辰野町土地開発公社事業計画書と書かれたものをおめくりください。1の基本計画として、今年度も貸付などの継続事業を行っていくほか、町へは2,350平方メートル、1,500万円の売却を予定しております。残っている6地区におきましても、早期処分にも努めてまいりたいと思います。次に、令和7年度の予算です。おめくりいただき予算書1ページをご覧ください。ページ中ほどの第3条収益的収入及び支出となります。収益的収入としては2,132万7,000円を見込んでおり、その内訳は、事業収益として町への売却と土地の貸付で2,022万2,000

円、事業外収益として受取利息と町からの補助金で110万5,000円を見込んでおります。次に、収益的支出でありますけれども、収入と同額の2,132万7,000円を見込み、内訳は事業原価から予備費までのそれぞれの金額となります。2ページに移りまして、第4条資本的収入及び支出になりますけれども、まず、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額600万円は、当年度分の損益勘定留保資金で補填する予定であります。収入は短期借入金3億円、支出は土地造成費と借入金の償還金の合計3億600万円を予定しています。3ページ、4ページはさらに詳しい内訳となっておりますので、ご覧いただければと思います。予算には計上してありませんけれども、先ほど申したとおり新町工業団地ほか残る土地の売却を進め、早期の解散を図ってまいりたいと思います。以上、土地開発公社の決算報告と事業計画でした。

○議長

次に報告第6号について報告を求めます。

○総務課長

報告第6号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責任の責めを負うものについて、専決処分を行いましたので報告いたします。町の道路施設による財物事故1件であります。これは令和7年2月26日伊那富羽場の町道1522号線におきまして、業務中の自動車の車体下部のパーツが舗装の傷みと接触し、舗装の破片が浮き上がり車体下部に当たり、フューエルタンク及び右側のスライドレールロワパネルを破損させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額27万7,706円を支払いました。専決日は令和7年5月8日であります。本件補償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険にて処理をいたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただいま6件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第18、請願陳情等についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、第5号は総務産業常任委員会へ付託、第6号、第7号は福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の会議はすべて終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1. 散会の時期

5月26日 午後 11時 48分 散会